

年末調整個別相談会のご案内

【事前にご予約をお願い致します。】

- 日時：1月14日(火)・15日(水) 9:30~12:00 / 13:00~16:00 ※予約は30分単位
- 会場：新津商工会議所 3F
- 対象：新津地域で個人事業を営む方 ※税理士関与の方はご遠慮下さい。
- 持参書類：①年末調整の書類一式(税務署より郵送済み) ②令和6年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、ご持参ください) ③生命保険料・地震保険料・社会保険(国民年金・介護保険・国民健康保険等)の各控除証明書又は払込金額の確認できるもの ④給与支払者及び給与受給者の各マイナンバーの番号 ⑤扶養親族や控除対象配偶者等の氏名、生年月日、マイナンバーの番号



年末調整の注意点(定額減税)について

令和6年分所得税については、定額減税による所得税の特別控除(定額減税)が実施されています。そのため、年末調整の際には年末調整時点の定額減税の額(年調減税額)を算出し、年間の所得税額の計算を行います。定額減税の詳しい内容については定額減税特設サイトをご覧ください。

【年調減税額の控除及び年税額の計算について】



令和6年分源泉徴収簿の「年末調整」欄は年調減税額の控除等の計算に対応していません。

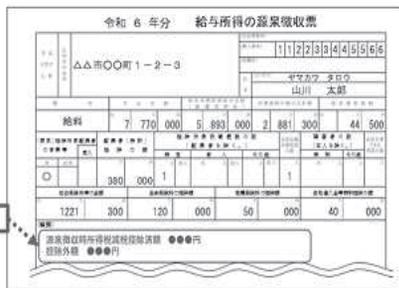
そのため、年調減税額の控除等の計算に対応した「令和6年分年末調整計算表」や「年末調整計算シート(令和6年分)」の様式をご利用下さい。国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

【源泉徴収票への記載方法について】

年末調整終了後に作成する給与所得の源泉徴収票には、年末調整時点の定額減税の額(年調減税額)の記載が必要になります。

給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「源泉徴収時所得税減額控除額●●●円」と「控除外額●●●円」(控除しきれなかった場合は残りの金額、控除外額がない場合は0円)と記載します。

詳しくは国税庁ホームページ「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」をご覧ください。



税務署から確定申告のお知らせ

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

○期間、申告会場及び相談受付時間

期間 (土、日及び祝日を除きます)	申告会場	相談受付時間
2月17日(月)～3月17日(月)	秋葉区役所 6階(会議室) (新潟市秋葉区程島2009)	午前8時30分～午後4時まで (入場整理券配布終了まで)

※ 上記期間は、新津税務署庁舎では、申告相談を行っておりません。譲渡所得及び贈与税の申告相談については、下記の相談日において、申告相談を受け付けております。

- 2月の相談日・・・17日(月)、19日(水)、21日(金)、26日(水)、28日(金)
- 3月の相談日・・・3日(月)、5日(水)、7日(金)、10日(月)、12日(水)、14日(金)、17日(月)

※ 上記期間前は税務署内に確定申告会場はありません。2月14日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要がありますので、予約なくお越しいただいても対応できません。

○確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

- ①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ②各会場当日配布(配布状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をお勧めします)

《書面による申告書等をご提出される方へ》

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受日付の押なつを行わないこととしました。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。ぜひご利用ください。

また、確定申告会場では、ご自宅で作成された申告書の検算(金額の確認など)や書面による申告書の作成はしていませんので、e-Tax又は郵送等での提出をお願いします。

【問い合わせ先】 新津税務署 TEL:0250-22-2151 (自動音声案内)

「日本政策金融公庫」定例相談会
毎月第2火曜日に定例相談会を開催しています。相談等がある方は、1週間位前までに商工会議所までTELにてご予約ください。 1月14日(火)

「新潟県信用保証協会」定例相談会
毎月第1火曜日に定例相談会を開催しています。相談等がある方は、事前に商工会議所までTELにてご連絡ください。 1月7日(火)

決算申告個別相談会のご案内

【事前にご予約をお願い致します。】

決算申告相談会は、近年の税制改正等で相談者の増加に加えe-Taxの電子申告等に対応するため、本年度も決算申告相談会の日程を2月3日(月)から3月7日(金)までの土日祝日を除く毎日開催することと致しました。

例年、3月は申告相談が大変混み合い担当職員が対応できない場合もありますので、お早めにご予約をお願い致します。

- 日時：2月3日(月)～3月7日(金) ※土日祝日を除く
- 時間：9:00~12:00 / 13:00~16:00 ※予約時間可能時間は、9:00・10:30・13:00・14:30 (1人：1時間30分)

□会場：新津商工会議所 3F

□持参書類等

- ・決算書や月別総括集計表(分かるところは全て記入して下さい)(みんなの青色申告をご利用の方は使用中のノート型パソコン又は当該年度のバックアップファイル)
- ・前年度の決算書及び所得税確定申告書控え
- ・控除証明書類(社会保険料や生命保険料等)
- ・申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ・扶養や配偶者控除等を受ける方のマイナンバーがわかるメモ
- ・利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」とパスワードがわかるメモ

消費税申告相談会

【事前にご予約をお願い致します。】

免税事業所でインボイス制度に登録された事業所では消費税の申告が必要になります。

当所では、消費税相談会を開催致します。お早めにご予約をお願い致します。

- 日時：3月25日(火)
- 時間：9:30~12:00 / 13:00~16:00 ※予約は30分単位
- 持参書類等

- ・2年前(令和4年分)の決算申告書。
- ・令和6年分の決算申告書。本則課税の方は税区分のわかる書類。
- ・申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ・利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」とパスワードがわかるメモ

【各相談会の注意事項】

- ※所得税、消費税申告相談につきましては、若干の手料をいただきます。予めご了承ください。
- ※税理士関与の方又は法人の方はご遠慮ください。

【税理士代理送信又はIDパスワード方式によりe-taxを利用された方・会議所を通じて申告書類を提出した方】

- ・昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

金融情報

能登半島地震・貸上げ貸付等に 関連する特例制度のご案内

令和6年12月20日現在

制度名	貸付限度額	用途	返済期間	利率	申込先
経営改善貸付	2,000万円	運転設備	7年以内 10年以内	1.65% ※特例：1.15% (当初2年間)	新津商工会議所
※経営改善貸付は、無担保・無保証人融資制度です。(通称：マル経融資) 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方のみとなります。 ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方 ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方 ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方 (特例)貸上げ貸付利率特例制度の対象者は、創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。					
能登半島地震特別貸付	各融資制度の限度額に6,000万円を加えた額	運転設備	15年以内 20年以内	①被害証明書等の発行を受けた方 【3,000万円まで】 当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率-0.5% 【3,000万円超】 基準利率-0.5% ②上記以外の方 各制度に定められた利率	日本政策金融公庫